議案第89号

物品の購入に係る契約の変更について

下記のとおり、物品の購入に係る契約を変更することについて、山陽小野田 市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17 年山陽小野田市条例第64号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

- 1 購入物品名 市役所本庁舎備品(キャビネット、会議テーブル、事務机等)
- 2 変 更 価 格 34,980,000円を 49,280,000円に変更する。
- 3 購入 先 広島県広島市中区鉄砲町10番12号 株式会社オカムラ 広島支店 支店長 頓宮 裕司
- 4 購入理由 市役所本庁舎備品(キャビネット、会議テーブル等)の購入 に加えて、市役所本庁舎レイアウト整備業務受託事業者によ る備品の現況調査を行った結果、老朽化が著しい事務机の数 量が確定したため、追加購入するもの。